



緊急援助交付金基準及び申請書

緊急援助交付金の目的： 緊急援助交付金の目的は、世界各地におけるライオンズクラブ国際協会の奉仕活動プログラムを通じて、自然災害の被災者に対する即時**緊急**支援の提供にある。本交付金は、竜巻、ハリケーン、地震、台風、モンスーン、着氷性悪天、野火、大雨による洪水、及びその他類似する自然災害発生後の救援物資の提供に対して交付される。本交付金は、旱魃、害虫の大発生、疾病、伝染病、人災、政治闘争、または無差別暴力に対しては交付されない。

申請要領及び基準： 緊急援助交付金は、最高 US\$10,000 を限度に、100 人以上の人々に避難を強要するかまたは影響をもたらした大規模自然災害の被災者に対し、ライオンズの地区による救援物資の即時支給を支援するものである。地区ガバナーは、緊急援助交付金の交付要請を行うと共に、地区内の被災状況についてその詳細を報告しなければならない。現地のクラブが緊急援助交付金の交付要請を行うことはできない。**LCIF は、地区ガバナーより災害発生後 30 日以内に当該要請を受け付けなければならない。** 災害発生後 30 日を過ぎて提出された要請は受理されない。提出時限が 30 日以内と短いことから、要請は E メール、ファックスもしくは電話でなされることが奨励される。LCIF 宛への申請書の郵送は、到着が遅延する可能性があるため避けられたい。

緊急援助交付金の用途は、食料、ボトル入り飲料水、衣服、医療物資ならびに清掃用品材の購入に限られる。緊急援助交付金は、避難所の設置、施設や家屋の建て直し、または自然災害によって失われた家財道具や個人の所有物を代替するために利用することはできない。災害によって損壊した公共施設の長期的な再建事業や復興事業に対しては、最高 US\$75,000 を限度とする LCIF 一般援助交付金の利用が可能である。

緊急援助交付金基準：

1. LCIF 理事会理事長は、最高 US\$10,000 までの緊急援助交付金に対する承認権限を有する。かかる交付金は、水、食料、衣服、医療物資、毛布、清掃用品が他の団体組織からは入手不可能であり、かつ即刻必要な場合に、その交付が検討される。交付金を要請する地区ガバナーは、現地のライオンズを含んだライオンズ主導による、救援物資の支給を通じた救済活動の実行計画を提出しなければならない。
2. 国際協会執行役員による緊急援助交付金の交付要請は、本人の災害目撃内容に基づき優先的に取り扱われる。かかる交付金は、その他全ての緊急援助交付金基準が適用される。
3. 緊急援助交付金の受給者は、本交付金の受給条件として、通常の交付金申請手続きにおいて必要とされる情報の一切を、合理的と考えられる範囲で出来るだけ速やかに提出する義務を負う。
4. LCIF は主要救援機関でもなければ、そのような機関による災害直後のニーズに応じるための活動を重複して行うものでもない。さらに、甚大かつ治癒不可能な重大な瑕疵が生じた場合を除き、政府、保険会社または民間の活動に対して責任を負うことを意図するものでもない。
5. 緊急援助交付金は、被災者に対する現金の直接支給による援助のためには交付されず、また利用されてはならない。主としてかかる目的のためにその他多くの機関が存在しているばかりか、大抵の場合、緊急経済援助金は被災者のニーズを満たすには十分な効果を発揮しない。

6. 緊急援助交付金を受給したとしても、一般援助交付金による災害復旧事業のためのマッチング資金の供与申請が必ずしも将来出来なくなるわけではない。
7. 緊急援助交付金の受給者は、LCIF が延長を許可しない限り、その受給後 60 日以内に当初の目的に従って利用しなければならない。この期間内に使われなかった交付金については、地区は直ちに LCIF にその残額の全てを返済すると共に、本交付金の使途詳細に関する報告書を適切な領収書ならびに付随書類を添えて提出しなければならない。最終報告が未提出の場合には、将来の交付金申請手続き遅延の原因となる場合がある。

災害の詳細： 地区ガバナーは、以下の項目に関する詳細を報告しなければならない。地区内における被害について可能な限り詳しい情報の提供が肝要である。本情報の提供が遅れば、緊急援助交付金申請書の処理も遅延する。

1. 災害の発生日時及び場所（都道府県名、市町村名等を明記のこと）。
2. 災害規模、死傷者数ならびに被災世帯数。
3. 被災地の地域社会、救援機関及びライオンズによって現在実施中の救援活動。
4. 緊急援助交付金の利用による、食料、衣服、毛布、ボトル入り飲料水、医療物資やその他類似の物資等の購入及び支給についての地区の実行計画。

地区ガバナーから全ての情報が提出され、申請内容が緊急援助交付金基準に合致する場合、申請書は LCIF 理事長に回付される。緊急援助交付金は、緊急援助交付金基準に基づき LCIF 理事長による承認の下、交付される。LCIF 理事長による承認前に支払われた救援活動費用は交付の対象とはならない。

地区ガバナーによる証明：

私は、「LCIF 援助交付金基準」を熟読したことをここに証明いたします。さらに、私は、援助交付金の必要性を支持すると共に、当該援助交付金が、ライオンズのプログラムを通じて食料、衣服、毛布、ボトル入り飲料水、清掃用品、医療物資及び類似の物資のみの購入と支給に使われるよう、適正かつ効率的な管理に向け全力を尽くします。

地区 _____ 災害の種類 _____
 災害発生日 _____ 申請年月日 _____

署名 _____ 住所 _____
 地区ガバナー

市町村 _____ 国/都道府県 _____

電話番号 _____ ファックス番号 _____

E メール・アドレス _____

2006 年 10 月改訂